上尾市危険ブロック塀等撤去築造補助金交付手続きフロー

危険ブロック塀等撤去築造補助金申請者

スタート

危険ブロック塀等の所有者である

いいえ → 補助対象ではありません

はい

ブロック塀等は道路に面して高さ 80cm 以上である

いいえ → 補助対象ではありません

はい

ブロック塀等の点検項目で不適合がある

いいえ → 補助対象ではありません

はい

撤去工事を行う者の決定

上尾市内事業者に限定

補助金申請（規則第１号様式）

付近見取図、配置図（撤去及び築造工事の範囲を明示）、立面図、現況写真、見積書の写しを添付
築造工事の場合は、上記に加えて承認図、施工図等も添付

補助金の交付決定（規則第２号様式）

契約　（契約者と申請者は同一）

撤去築造工事の実施

（必ず交付決定後に実施してください）

〈築造工事を伴う場合〉中間状況報告（要綱第２号様式）

基礎配筋、根切り等が施工図と照合できる写真などを添付

補助金の実績報告（規則第４号様式）

配置図、立面図、工事中・完了時の写真、工事請負契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票Ｅ票）の写しを添付

工事完了検査

適合

工事業者への支払い

領収書提出

補助金の額の確定（規則第５号様式）

確定通知書の写し、口座振込依頼書を添付

補助金の交付請求（規則第６号様式）

申請者の指定口座へ補助金振込み

凡　例

申請者が行う手続き

市が行う手続き